**「にんじゃえもん」着ぐるみ使用規程**

甲賀市観光まちづくり協会

（趣　旨）

第一条　甲賀市観光まちづくり協会（以下「協会』という）は、当協会が所有権・使用権を持つイメージキャラクター『にんじゃえもん』の着ぐるみ３号機（以下「着ぐるみ」という）の適正な使用を確保し、普及を促進するため、ここに必要な事項を定める。

（使用許可の申請等）

第二条　着ぐるみを使用するものは、『にんじゃえもん』着ぐるみ使用申請書（様式第1号）（以下「使用申請書」という。）に参考書類を添付して、甲賀市観光協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

二、前項の申請書は、使用期間初日６ヶ月前から初日１４日前までの期間に提出しなければならない。ただし、会長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

三、前項における貸出期間は、原則として貸出日より７日以内とする。

四、長期間、着ぐるみの利用が予想されている場合、理由を注記することにより特に会長が必要と認めた場合のみ、第三項の規定にかかわらず、最長で連続２ヶ月間の使用許可を得ることができる。

（使用の許可）

第三条　会長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可するものとする。

　一、『にんじゃえもん』の活動理念に反すると認められる場合。

　二、甲賀市観光まちづくり協会の信用、又は品位を傷つけるおそれのあるとき。

　三、法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

　四、着ぐるみを正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

五、特定の個人、政治・思想・宗教等の活動目的に利用される、又は利用されるおそれのあるとき。

六、過去に着ぐるみの使用において、重大な違反があった場合。

七、反社会的団体、暴力団関係団体など反社会的勢力が関係すると認められるとき,又は,関係する疑いのあるとき。

八、その他、会長が着ぐるみの使用が不適当であると判断した場合。

二、前項の許可は、『にんじゃえもん』着ぐるみ使用許可通知書（様式第2号）をもって通知する。

（使用料）

第四条　着ぐるみの使用については別表に定める使用料を本会に支払うものとし、汚損、破損した場合は原状に復して返却するものとする。ただし、原状回復が難しいほど破損した場合は、直ちに返却すること。その場合、本会より制作会社に修理を依頼し、使用者はその修繕費用を負担するものとする。

二、前項に該当するものであっても、甲賀市の宣伝と『にんじゃえもん』の知名度向上に寄与すると会長が認めた時は使用料を免除する。

別表

|  |
| --- |
| 『にんじゃえもん』着ぐるみ使用料（1回１週間以内に付き）  ①着ぐるみのみ貸与(着ぐるみ使用ガイドラインを遵守して下さい)  ★会員の場合　　 10,000円＋交通・運搬費実費  ★会員以外の場合 20,000円＋交通・運搬費実費  ★甲賀市観光まちづくり協会、甲賀市商工会や行政機関が直接使用する場合…無料 |

|  |
| --- |
| ②『にんじゃえもん』着ぐるみ出動（可能な場合）  　　　　　　　　スタッフ１人　　スタッフ２人  ★会員の場合　　 　35,000円　　　　60,000円　　　　＋交通・運搬費実費  ★会員以外の場合 　50,000円　　　　75,000円　　　　＋交通・運搬費実費  ★甲賀市観光まちづくり協会、甲賀市商工会や行政機関が直接使用する場合…無料  スタッフ１人の時は、アテンド（補助者）を用意して頂くことが条件となります |

（使用者の責務）

第五条　着ぐるみの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　一、許可された目的のみに使用し、協会からの条件・指示に従うこと。

　二、着ぐるみを着用しての出役に対して、主催者側等から報酬を受け取らないこと。

　三、使用の許可を得た者は、「着ぐるみ使用ガイドライン」に則って使用し、その権利を譲渡、貸与しないこと。

　四、使用期間を遵守し、返却日を守ること。

（使用者の報告）

第六条　着ぐるみの使用者は、写真等を添付し、使用に関する報告書を提出しなければならない。

（使用申請の変更等）

第七条　着ぐるみの使用許可を受けた者が、事情により着ぐるみを使用しなくなった時はその旨、協会に連絡を入れなければならない。

二、許可後の目的、期間等の変更については取下げ後、再度申請を行わなければならない。

（改善の指示）

第八条　会長及び協会は、着ぐるみの使用状況を確認し、この規程及び許可の内容に違反していると認められるときは、以後の改善を指示することができる。

（許可の取消し）

第九条、使用許可を受けた者が、第三条の各号に該当する行為など重大な違反があった場合、又は前条により改善の指示がありながら、改善が認められない場合は、その着ぐるみの使用許可を取り消し、使用停止を指示することができる。

二、前項の取消は、文書（様式第4号）をもって通知する。

三、着ぐるみ受け取り後、許可を取り消された者は、直ちに着ぐるみを返却しなければならない。

（許可者の責任の制限）

第十条　本件着ぐるみの使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が速やかに責任を持って対処するものとし、協会及び会長は一切の責任を負わない。

二、前条の規定により、着ぐるみの使用許可を取り消した場合、許可を受けた者に損害が生じても、協会及び会長はその責めを負わない。

三、着ぐるみの使用許可を受けた者がその使用により、使用者及び第三者に対して損害、損失が発生した場合でも、協会及び会長は賠償、補償等の法律上の責任を一切負わない。

（無届出使用）

第十一条　会長は、使用申請書を提出せずに着ぐるみを使用している者に対して、使用停止を指示することができる。また、悪質と判断された場合には法的手段をとることができる。

（権利設定等の禁止）

第十二条　使用者は、着ぐるみ着用時に取られた写真などに対して、肖像権、パブリシティ権、著作権などの権利を設定、主張してはならない。

（補則）

第十三条　この使用規定に定めのない事項及びこの使用規定に関して生じた疑義については、会長が別に定める。

二、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、「着ぐるみ使用ガイドライン」に定める。

三、着ぐるみを使用しての出役に対して、出演料等報酬を受け取る事は禁止するが、使用者本人の日当ほか、実費負担分相当と考えられる謝礼等については関知しない。

四、着ぐるみの改造及びコピーは認めない。

五、着ぐるみの利用に当たって必要となる搬出入は、使用者が行う。

　 　六、着ぐるみの返却時は、職員が立ち会いのもと、汚れや損傷の確認をする。

附則　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

様式第1号

令和　　年　　月　　日

**「にんじゃえもん」着ぐるみ使用申請書**

甲賀市観光まちづくり協会　会長　　様

申請者　住　所：

　　　　氏　名：

担当者：

連絡先：

「にんじゃえもん」着ぐるみを下記のとおり使用したいので申請します。

なお、使用については、「にんじゃえもん」着ぐるみ使用規程を厳守します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用目的 |  | | |
| 使用場所 |  | | |
| 貸出日 | 年　　　　　月　　　　　日 | | |
| 使用期間 | 年　　月　　日　　　～　　　　年　　月　　日 | | |
| 返却予定日 | 年　　　　　月　　　　　日 | | |
| 返却日 | 年　　　　　月　　　　　日 | | |
| 利用料 | 有　　　　　・　　　　　無 | | |
| 利用金額 |  | 受領者サイン |  |
| 貸出確認  （申請者サイン） |  | 返却確認  (受取人サイン) |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付日 |  | 受付番号 |  |
| 許可の可否 |  | 認定番号 |  |